参考資料１

味楽百貨店整備・活用検討委員会設置要綱

令和３年９月 16 日
文化商工部長決定

（設置）
第１条　味楽百貨店を活用した新たな文化施設（以下「味楽百貨店」という。）の開設にあたり、整備・活用について検討するため、地域団体代表、関係団体の参加のもと味楽百貨店整備・活用検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　検討委員会は以下に掲げる事項を所掌する。
（１）　味楽百貨店の整備基本計画案の策定に関すること
（２）　味楽百貨店の管理・運営に関すること
（３）　味楽百貨店の事業展開に関すること
（４）　その他味楽百貨店の開設準備に関し必要な事項に関すること

（構成）
第３条　委員は、次に掲げる者で構成し、区長が依頼する。
（１）　地域団体の代表者
（２）　関係団体の代表者
（３）　区関係団体の代表者
（４）　区職員
（５）その他区長が必要と認める者

（委員の期間）
第４条　区長が依頼する委員の期間は、１年以内とする。

（座長及び副座長）
第５条　検討委員会に座長及び副座長を置く。
２　座長は、区長が選任する。
３　副座長は、座長の指名により定める。
４　座長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
５　副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

（意見の聴取）

第６条　検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

（報告）

第７条　所掌事項についての検討結果は、区長に報告するものとする。

（庶務）

第８条　検討委員会の庶務は、文化商工部文化観光課において処理する。

（補則）

第 9条　この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年９月 16 日から施行する。